

(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業に関する対話共有認識事項・質問回答等

(令和2年4月24日公表)

No	議題	関連資料	内容	
			質問(事業者)	回答(市)
1	物価変動の指標について	募集要項	募集要項に関する質問(参加資格に関するものを除く)に対する回答No.24で、物価変動の指標は応募者の提案を踏まえて、市との協議により変更可となっておりますが、物価指標が応札額にも影響が生じることから、現時点でお認めいただくことは可能でしょうか。	募集要項(33頁)のとおり、指標の提案を行うことは可としますが、最終的な判断は契約協議時に行います。
2	モニタリングによる修繕・更新費の減額について	募集要項	募集要項に関する質問(参加資格に関するものを除く)に対する回答No.26で、サービス対価Cに対するモニタリングによる減額について、第4四半期に対象分を減額しますとご回答いただいておりますが、修繕・更新費については、第4四半期に減額となった場合にのみ、1年分の修繕・更新費が減額されるということでしょうか。(第1から第3四半期に減額となった場合でも、修繕・更新費は減額されない)	修繕・更新費については、第4四半期に、当該年度分の金額をまとめて支払うため、第1から第3四半期に減額となった場合についても、第4四半期にまとめて減額します。 例えば、当該年度の修繕・更新費が1,000万円、第1四半期に20%減額ペナルティが適用された場合は、第1四半期分250万円の20%相当である50万円を、第4四半期に減額します。
3	敷地出入り口について (北側出入口位置変更)	要求水準書 要求水準書 資料18	敷地出入り口に関して、現地には歩道切下部がありましたが、公開されている造成図には記載がありません。 また、北側出入口に関して変更することは可能でしょうか。	前段については、令和2年2月28日公表の要求水準書 資料18に記載があります。 後段については、担当部署との調整が必要ですので、市が調整の上、結果を後日参加者に通知します。また、出入口を変更する場合は、事業者負担とします。
4	敷地出入り口に関して (東側出入口追加)	要求水準書	敷地東側に出入り口を設置することは可能でしょうか。	不可とします。
5	宅地工事事業者の紹介について	要求水準書	工事に関する事前協議のため、周辺住民や建設期間中に輻輳が想定される周辺工事や西側隣接地の宅地工事事業者をご紹介いただき、施工計画に反映させていただけますでしょうか。	市の施工部分については、学務教職員課にご相談ください。 地元町内会の代表者は、選定事業者との事業契約締結後であれば紹介可能です。 西側隣接地等の民間開発については、事業者で直接対応してください。
6	雨水利用について	要求水準書	要求水準書(21頁)において、「雨水は、衛生管理上問題ない範囲で再利用するものとし、…」とありますが、費用対効果が得られないと判断した場合でも、雨水再利用は必須でしょうか。	不要とします。
7	給湯配管について	要求水準書	要求水準書(25頁)において、防錆に配慮し給湯配管についてはステンレス管とする事と特記してありますが、LCC上最適な材料を提案したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。	ステンレス以外の採用も可としますが、耐久性、凍結対策を講じた上で、提案してください。
8	NHK受信料支払いについて	要求水準書	NHK受信料について、市の受信料も事業者負担でしょうか。	要求水準書(24頁)のとおり、事業者負担とします。

No	議題	関連資料	内容	
			質問(事業者)	回答(市)
9	既存水路, 小屋, 雑木林の撤去について	要求水準書 資料4	要求水準書 資料4 現況敷地図について, 既存水路, 小屋, 雑木林等は全て貴市で撤去し, 更地の状態で事業者の着工と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	屋外倉庫の整備方法について	要求水準書 資料9	要求水準書 資料9 屋外倉庫について, センター建物本体と一体的な整備としてもよろしいでしょうか。	可とします。
11	下処理を行う立入経路エアシャワー設置について	要求水準書 資料9	要求水準書 資料9において, 前室(2)(3)汚染作業区域のうち下処理を行う立入経路にエアシャワー設置とありますが, 他都市センターでは, 下処理を行う立入経路にはエアシャワー設置されていないケースが多いです。設置有無につきましては, 対話にてご確認させていただきます。	現状として, 調理前に異物が混入するケースが多いことから, 異物混入等を防止するため, 下処理を行う立入経路にも設置を要求します。
12	配膳室改修案全般について	要求水準書 資13	要求水準書 資料13の配膳室改修案に記載の改修内容は必須でしょうか。	資料13はあくまでも改修案です。案のとおりの実施は必須ではなく, 事業者にて最良の提案を行ってください。
13	見前中学校のシャッター改修について	要求水準書 資13	見前中学校のシャッター改修について, 令和元年12月に改修済とのことですが, 改修は必要でしょうか。	見前中学校のシャッターの改修は不要とします。
14	各配送校の庇の設置について	要求水準書 資13	プラットフォーム上部(カーストッパー上部)に庇は各校必要でしょうか。	庇の設置をお願いします。
15	配膳室の使用方法について	要求水準書 資13	基本的な配膳室の使用方法をお示しいただけますでしょうか。(子供たちの手洗い消毒, 用務員の手洗い消毒, コンテナから直接, 児童や生徒に食缶を運んでもらうのは可能か, 低学年は必ずカートが望ましい等)	配膳室では, 食缶を搬入し, 配膳棚に並べ, 児童生徒へ受渡します。また, 給食後は, 食缶の返却, 搬出の時間まで保管します。 児童生徒は手洗い後取りに来ますが, 配膳員及び用務員は, 配膳室内で手洗い消毒を行います。 なお, 食缶の受渡しは, 原則的に配膳棚を使用することとしますが, やむを得ない場合は, コンテナから直接取出すことも可とします。その場合, コンテナは必ず固定するものとし, 安全性, 取り出しやすさ, 効率性, 児童生徒の動線等に配慮してください。また, 小学校低学年については, 台車の使用が望ましいです。
16	配膳員の配置について	要求水準書 資13	現在, 給食が配送されていない中学校を含め, 全ての配送校に学校配膳員(用務員など)を配置していただけるという理解でよろしいでしょうか。	配膳員は全ての配送校に配置する予定です。
17	各配送校の流し台(手洗い)設置について	要求水準書 資13	1~3階の配膳室に流し台(手洗い)がない学校に設置は必要でしょうか。	1Fへの手洗い場の設置は, 必須です。 2F, 3Fの配膳室への手洗い場の設置は, 必須ではありません。
18	各配送校の配膳棚の仕様について	要求水準書 資13	既存配膳棚は寸法的に使用可能であれば既存利用としてよろしいでしょうか。	既存の配膳棚を活用する場合は, ステンレス仕様(木造にステンレスを巻いても可)に改修してください。 新規で設置する場合は, すべてステンレス製としてください。

No	議題	関連資料	内容	
			質問(事業者)	回答(市)
19	各配送校の配膳棚の仕様について	要求水準書 資13	配膳室のステンレスの棚について、木造にステンレスを巻いたものはステンレス棚として認識してよいでしょうか。	既存の配膳棚を活用する場合は、御提示の改修方法は可とします。新規で設置する場合は、議題No18のとおりとしてください。
20	各配送校の配膳棚の仕様について	要求水準書 資13	向中野小学校の配膳棚の改修は必要でしょうか。	向中野小学校は、今後クラス数の増加が予想されるため、新食缶のサイズに合わせて改修してください。
21	各配送校の配膳棚の仕様について	要求水準書 資13	津志田小学校側より、スペース確保の為、1階ステンレス棚撤去の要望がありました。スペース確保を考慮し、撤去処分をご検討お願い致します。	事業者にて撤去処分してください。
22	配膳室の棚の高さについて	要求水準書 資13	配膳室の棚について、FL+600の概念は必要でしょうか。また、棚に埃等を防止する扉は必要でしょうか。	高さについては、使いやすい高さとしてください。扉については不要です。
23	配膳室改修範囲について	要求水準書 資13	3/31付の建設新聞に向中野小学校の改修工事が行われる旨の記載があり、工事範囲に配膳室の記載がありますが、SPCとしてはどこまでの工事範囲を考えれば良いでしょうか。	本事業では既存の配膳室が対象です。
24	様式集について	様式集	図面集「I.厨房設備機器リスト」と、様式11-4「厨房設備リスト」との関係をご教示ください。	厨房設備に関するリストは様式11-4に統一し、図面集「I.厨房設備機器リスト」の提出は不要とします。
25	優先交渉権者決定基準について	募集要項	優先交渉権者決定基準(11頁)において、「5.その他に関する提案」のうち、「(2)提案全般」に対応する様式はありませんが、様式の提出は不要であり、審査委員が様式、図面の全体評価を行うとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	引き渡し以降の違約金について	事業契約書(案)	引渡日以降に本契約が解除された場合の違約金が、2か年分の施設供用業務の遂行に係る対価総額の100分の10となっていますが、他の案件と同様1か年分の100分の10とすることをご再考いただけないでしょうか。事業者として違約金を担保するためには、株主などによる劣後ローンの抛出や履行保証保険の付保などが想定されますが、これらに対する利息や保険料等が増加するため、結果として貴市の負担が増加するものと考えられます。貴市の損害を担保する意図であれば事業契約書第66条第3項でカバーできると思慮します。	事業契約の解除となった場合の本事業の継続又は中止にかかる費用その他市に生じる損害等を考慮し、違約金の額を設定しています。本事業の契約条件としていますので、原案のとおりとします。